第１５９回

愛 知 県 市 長 会 議

平成２５年４月２５日（木）

開 催 市　津 島 市

愛　知　県　市　長　会

会　　議　　次　　第

会 場　　津島市生涯学習センター

１　開　　会　　午後１時３０分

２　開催市市長あいさつ

３　会長あいさつ

４　新 市 長 紹 介

５　来　賓　祝　辞

６　議　長　選　出

７　議　案　審　議

８　協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

９　会　務　報　告

10　そ　　の　　他

11　閉　　会　　午後３時２０分

12　写　真　撮　影

13　講　　演

○講師　NPO 法人 ささえあい医療人権センターCOML（コムル）

理事長　　山口 育子氏

○演題　「患者・住民と協働する地域医療を目指して」

第１５９回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	巨大地震対策に対する財政措置について 知多ブロック　提出 東三河ブロック　提出	4
第２号議案	戸籍副本データ管理システム導入に伴う経費への財政措置について 西尾張ブロック　提出 東尾張ブロック　提出	6
第３号議案	国政選挙にかかる執行経費について 知多ブロック　提出	8
第４号議案	子ども・子育て支援新制度について 西尾張ブロック　提出	10
第５号議案	円滑な予防接種制度の改正について 西尾張ブロック　提出 西三河ブロック　提出 東三河ブロック　提出	12
第６号議案	妊婦健康診査の公費助成について 東三河ブロック　提出	14
第７号議案	住宅用太陽光発電施設導入補助制度の継続について 西尾張ブロック　提出	16

第８号議案　内陸部等の産業用地の確保について　18
東三河ブロック　提出

第９号議案　地域高規格道路の早期整備について　20
西尾張ブロック　提出

第１０号議案　河川事業に対する社会資本整備総合交付金の増額及び支援メニューの拡大について　22
西尾張ブロック　提出

第１１号議案　国産木材等の利用促進への支援について　24
東三河ブロック　提出

第１号議案

巨大地震対策に対する財政措置について

知多ブロック　　提出
東三河ブロック　提出

緊急防災・減災事業は補助・直轄事業、地方単独事業ともに後年度に交付税措置のある地方債を発行しておりますが、防災に係る財政需要額が増加していることから、地方債発行枠の不足が懸念されています。

また､国が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定を受けて、都市自治体はこれまで以上に災害への備えが必要となっていますが、現状の国の財政支援制度では、巨額の経費を必要とする地震、津波及び液状化に対する十分な対策を行うことができません。

将来、発生が予想される巨大地震に対し、全国的に一定の備えができるよう、国において新たな交付金の創設など財政措置が必要と考えます。

よって**、国におかれては、補助・直轄事業分は全国防災事業債を発行することなく、全額国庫補助金で実施し、地方単独事業については緊急防災・減災事業債の発行枠を拡大するとともに緊急防災・減災事業のメニューにはない巨額の費用が必要となる地震、津波及び液状化対策に対する財政措置をするよう要望いたします。**

メ　　モ

第２号議案

戸籍副本データ管理システム導入に伴う経費への財政措置について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

現在、戸籍の正本は都市自治体が保管し、副本は地域の都市自治体を管轄する法務局が保管していますが、巨大地震など大災害が発生した場合に正本、副本を同時に消失してしまう事態も予想されます。

こうした状況を防ぐため、法務省は戸籍副本データ管理システムの導入を平成２５年９月稼動予定で進めています。

システムの導入にあたっては国から市区町村専用装置が支給される予定ですが、既存の戸籍情報システムから専用装置へデータを抽出するためのシステム改修等の費用については都市自治体が負担することとされています。

戸籍事務は法定受託事務であり、国の責務である戸籍副本の管理方法の変更により既存の戸籍情報システムの改修が発生するものであるため、改修に係る経費は国が責任を持って負担すべきと考えます。

よって、**国におかれては、戸籍副本データ管理システム導入に伴うシステム改修等の経費について交付金等の確実な財政措置を講じるよう要望いたします。**

メ　　モ

第３号議案

国政選挙にかかる執行経費について

知多ブロック　提出

国においては選挙費用の抑制のため、国政選挙にかかる執行経費の基準額の見直しがなされました。

この見直しにより、都市自治体に交付される交付金が全体として減額されれば、投票所や選挙事務に必要となる人員や資材の確保が困難となり、有権者の利便性の低下を招くとともに選挙の適正な管理執行に支障を来すことが懸念されます。

都市自治体としては、選挙を公正かつ適正に執行し、有権者が投票しやすい環境づくりを行なっていくことが求められており、基準額が見直された結果、不足額が生じた場合は市費で補わなければならないことも考えられます。

都市自治体の財政上の不安を取り除くためにも、国政選挙を適正かつ円滑に執行するために必要な経費は、国が責任持って確保すべきであると考えます。

よって、**国におかれては、国政選挙に必要な経費の基準額については都市自治体が選挙の適正な管理執行に支障を来たさないよう十分地域の実情を考慮した執行経費の確保に努めるよう要望いたします。**

メ　　モ

第４号議案

子ども・子育て支援新制度について

西尾張ブロック　提出

子ども・子育て関連３法が平成２４年８月に可決、成立し、早ければ平成２７年４月から新制度に移行します。

都市自治体においては子ども・子育て支援事業計画の策定、計画策定のためのニーズ調査、システム変更、子ども・子育て会議の設置などについて短期間で内容等を検討し、混乱なく制度の移行を進める必要があります。

しかしながら、その詳細については不透明な部分が多く、速やかな情報提供が期待されるところです。

よって、**国におかれては、子育てに関わる大きな制度変更であることから、都市自治体をはじめとした関係者に対し、十分な説明、速やかな情報提供を行うよう要望いたします。**

メ　　モ

第５号議案

円滑な予防接種制度の改正について

西尾張ブロック　提出
西三河ブロック　提出
東三河ブロック　提出

国は厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言を受けて子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の３ワクチンの定期接種化を平成２５年度から実施しようと法改正を進めており、改正された場合に都市自治体の負担増加分を住民税の年少扶養控除廃止で増える地方税を充てるとしています。

しかし、第二次提言では水痘など４ワクチンについても定期予防接種に追加することを提言しており、定期接種化された場合、さらなる財源が必要となります。さらに年少扶養控除を復活させようとする動きもある中、将来的な財源の確保もされないまま定期接種化が進められることに危惧しています。

また、近年、予防接種制度の制度改正が頻繁に行われ、導入までの準備期間が極めて短いため、都市自治体においては早急な予算措置対応が求められ、市民、医療機関等への周知に支障をきたすとともに、不安定なワクチン供給状況によっても混乱が生じています。

そもそも予防接種制度は、国民の健康を守る重要な事業であり、近年増加傾向となっている医療費を将来的に抑制する国策として実施すべき事業であると考えます。

よって**国におかれては、定期予防接種の費用に関しては、国において統一的に実施すべきものとして全額国庫負担とするよう要望いたします。**

また、**制度改正にあたっては、都市自治体の予算編成や住民への周知などの準備に支障が生じないよう、法改正の骨子や財源の枠組みについて早期に示すとともにワクチン供給体制に混乱が生じないような対応を要望いたします。**

メ　　モ

第６号議案

妊婦健康診査の公費助成について

東三河ブロック　提出

国は平成２０年度より妊婦健康診査支援基金事業を始め、当初予定期間を延長しながら平成２４年度まで実施していましたが、厚生労働省の通知によれば、平成２５年度以降は基金事業から普通交付税措置される妊婦健康診査費用の不足分に、年少扶養控除の廃止等により生じる市町村増収分を地方財源として充当する形になりました。

しかし、年少扶養控除を復活させようとする動きもあり、将来的な財源としては不透明であります。

また、普通交付税制度は従来の基金制度と比べ、各都市自治体にとって措置額が不明確であります。

都市自治体としてこの制度が義務化されていないとはいえ、住民にとっては無料化が当たり前になっている現状において、制度を後退させることは困難であります。国の方針により制度設計されたものを、梯子を外すかのような方針転換は到底認めることはできません。

少子高齢化が問題となる中、妊婦が安心して子どもを産むことができる環境として、妊婦健康診査の公費負担は全国一律であるべきであり、その負担は国が負うべきと考えます。

よって、**国におかれては、妊婦健康診査の公費助成にかかる費用を普通交付税による財政措置ではなく、措置額が明確となる国による負担制度とするよう要望いたします。**

メ　　モ

第７号議案

住宅用太陽光発電施設導入補助制度の継続について

西尾張ブロック　提出

住宅用太陽光発電システムに対する市民の関心は年々高まっています。

しかし、国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」は平成２５年度中で財源となっている基金が枯渇するため、制度の廃止が危惧されています。

また、県内の都市自治体はそれぞれ独自の補助制度を持っており、その経費の一部を県が補助していますが、調整率により実質補助率は年々低下しています。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーに注目が集まり、環境に対する市民の意識が高まっている中、制度の後退、廃止はその意識の高まりを摘み取ってしまうことにもなりかねません。

よって、**国におかれては、住宅用太陽光発電導入支援補助金を平成２５年度以降も財源を確保し、継続するよう要望いたします。**

また、**県におかれては、現行制度の補助基準額、補助率を維持するよう要望いたします。**

メ　　モ

第８号議案

内陸部等の産業用地の確保について

東三河ブロック　提出

東日本大震災を契機に、企業のリスク分散や津波対策への対応として、内陸部の産業用地ニーズが高まっていますが、都市自治体では十分な用地が確保されておらず、新たな産業用地の確保が急務となっています。

しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であるため、産業用地へ転用することが難しいのが現状であり、産業用地供給の遅れは企業の流出、産業の空洞化につながる恐れもあります。

よって、**国におかれては、農地転用等の農地に関する規制などについて、許可申請に関する例外規定を国県と同様に都市自治体にも適用することを要望いたします。**

また、**県におかれては、農地転用の例外規定を受けることができることから都市自治体の要請による用地確保に積極的に取り組むことを要望いたします。**

メ　　モ

第９号議案

地域高規格道路の早期整備について

西尾張ブロック　提出

地域高規格道路は高規格幹線道路と一体となって地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾などの広域交流拠点との連結などの役割を担う道路です。

しかしながら、指定された路線の整備率は低調で、県内の一宮西港道路も平成１０年に「計画道路」に指定されたものの、未だ事業化の目途が立っていません。

この道路は、南海トラフ巨大地震の高い確率での発生が指摘されている状況下において、緊急・避難道路としての重要な役割を担っています。

また、愛知県は製造業の一大集積地であり、名古屋港や中部国際空港など広域交流拠点もあることから、この道路が整備されることによる経済効果への影響も計り知れないものがあります。

よって、**国におかれては、地域高規格道路を早期に整備するよう要望いたします。**

メ　　モ

第１０号議案

河川事業に対する社会資本整備総合交付金の増額及び支援メニューの拡大について

西尾張ブロック　提出

社会資本整備総合交付金を活用して都市自治体が行うことができる河川事業は、準用河川に係る河川改修や一級河川又は二級河川の流域内における流域貯留浸透事業等に限られ、交付金の予算総額も道路事業と比較して少ないのが現状です。

近年、ゲリラ豪雨の発生が増加したことにより、浸水被害も増加していますが、早期に浸水被害を軽減する目的で緊急的に実施する小規模な浸水対策事業は支援メニューの対象外となっています。

市民の生命と財産を守るため、地域に応じた浸水対策事業を進めることは重要と考えます。

よって、**国におかれては、河川事業に対する社会資本整備総合交付金を増額するとともに支援メニューを拡大するよう要望いたします。**

メ　　モ

第１１号議案

国産木材等の利用促進への支援について

東三河ブロック　提出

木材利用の推進を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備、木材自給率の向上に寄与するために施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、都市自治体では公共施設だけでなく、民間にも呼びかけて国産木材の利用促進に努めています。

しかしながら国産木材の利用拡大には良質な木材の安定供給やコスト削減など課題も多いのが実情です。

これらの課題を克服するためには高性能な林業機械等の整備や若い世代の担い手の育成が不可欠であると考えます。

また、これまでは複数年にまたがる継続事業、保育園や特別支援学校などが補助対象となっておらず、柔軟な制度運用が求められます。

よって**国におかれては、国産木材を利用した公共建築物に対する補助制度の財源を確保するとともに都市自治体が利用しやすい補助制度とするため、補助対象の拡大を要望いたします。**

また、**県におかれては、こうした財政措置について国に働きかけるとともに、県補助事業の充実など積極的な財政措置を要望いたします。**

メ　　モ

協　　議　　事　　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１５９回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	髙　尾　和　彦
総　務　部　長	中　西　　肇
市 町 村 課 長	前　田　　貢

津島市

津島市議会議長	本　田　雅　英

市 名	職名	氏　名	市 名	職名	氏　名
名古屋市	市長	河村たかし	稲 沢 市	市長	大野紀明
豊 橋 市	市長	佐原光一	新 城 市	市長	穂積亮次
岡 崎 市	市長	内田康宏	東 海 市	市長	鈴木淳雄
一 宮 市	市長	谷　一夫	大 府 市	市長	久野孝保
瀬 戸 市	市長	増岡錦也	知 多 市	市長	加藤　功
半 田 市	市長	榊原純夫	知 立 市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	水野義則
豊 川 市	市長	山脇　実	高 浜 市	市長	吉岡初浩
津 島 市	市長	伊藤文郎	岩 倉 市	市長	片岡恵一
碧 南 市	市長	禰冝田政信	豊 明 市	市長	石川英明
刈 谷 市	市長	竹中良則	日 進 市	市長	萩野幸三
豊 田 市	市長	太田稔彦	田 原 市	市長	鈴木克幸
安 城 市	市長	神谷　学	愛 西 市	市長	八木忠男
西 尾 市	市長	榊原康正	清 須 市	市長	加藤静治
蒲 郡 市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬 山 市	市長	田中志典	弥 富 市	市長	服部彰文
常 滑 市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	久野知英
江 南 市	市長	堀　元	あ ま 市	市長	村上浩司
小 牧 市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（津島市）　副市長　鈴沖勝美
野村定男

愛知県市長会事務局　事務局長　原田　泰

愛知県市長会議開催一覧表

（平成９年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１２８	平成 9年10月 6 日	西尾市	西尾市総合福祉センター
１２９	平成10年 4 月24日	蒲郡市	蒲郡プリンスホテル
１３０	平成10年10月 7 日	犬山市	博物館　明治村
１３１	平成11年 5 月17日	常滑市	常滑競艇場事務管理棟
１３２	平成11年10月 4 日	江南市	すいとぴあ江南
１３３	平成12年 4 月21日	尾西市	尾西グリーンプラザ
１３４	平成12年10月 3 日	小牧市	名鉄小牧ホテル
１３５	平成13年 4 月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5 日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4 月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3 日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5 月 8 日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2 日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5 月 7 日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6 日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4 月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4 日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4 月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5 日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5 月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3 日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市民プラザ プリオⅡ

（注）第１２７回以前については省略。

愛 知 県 市 長 会 会 則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、総会において推せんするものとする。
３　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
２　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
３　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
２　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
３　常任幹事は、幹事の互選による。
４　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
２　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
３　総会には、市長が出席するものとする。
４　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
２　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
２　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
３　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
４　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
５　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
２　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基 準 数 （監事を除く）	構成市数	構　　成　　市
名　古　屋	1	1	名古屋市
西　尾　張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東　尾　張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知　　多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西　三　河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東　三　河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２